

# 国保は、医療を受ける権利を国が保証する社会保障制度の一つです。

私たちの周りに、国保(国民健康保険)のことを「国民どうしの『助け合い』で成り立つものだ」と思われている方はおられませんか。

私たちの住む日本国憲法には、憲法25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は・・・社会福祉、社会保障及び公衆衛生の増進に努めなければならない」として、この憲法25条に基づき国民健康保険法によって、国民は、必要な医療を受けて「生きる権利」を保障されているのです。そもそも、国保は憲法で保障された社会保障制度の一つなのです。

## 川崎市の対応は

先日、私たち川崎市社保協は、国保をテーマに「川崎市との懇談会」を行いました。そこで、強く印象に残ったことがあります。国保の保険料を、「払いたくても払えない人」が保険料の滞納を余儀なくされ、川崎市に国保の「短期証」を出してほしいとお願したときのことです。川崎市はなかなかこの人に短期証を出そうとしませんでした。この人は体調が悪いので、すぐにも、病院にかかりたい。でも、医療費を全額負担するのは、病院にかかれない。そこで一刻も早く「短期証」が欲しいのです。

川崎市の言い分はこうでした。「滞納者の中には、ひよつとしてお金を払える人がいるかもしれない」「そのことを確認してからでない」と短期証は出せない」「これは命の問題だから先に短期証をだすべきだ」「お金の問題は、そのあとにいくらでもやるではないか」と主張しても、川崎市は、この態度を変えようとはしませんでした。

川崎市の担当者が、憲法25条を正しく理解していれば、まず、市民のいのちを守る立場に立って、保険料の滞納者ではあっても「短期証」の発行を優先させたいはず。そして、この相談者は病院にかかり、健康回復への手立てがとれたはず。重要なことは、数ある医療保険制度の中で、社会保障だと規定されているのは国保だけです。それだけに、国保を改善し、「払える保険料」にしていくことが大切です。一人でも多くの人が国保の問題点を知り、各地で学習会を開催し「高すぎる保険料」の改善に向けた運動に参加し、

## 相談事例 (その159)

# 多くの人の善意で 青年の居場所を確保

昨年12月田町に住むHさんから大島1丁目の家に母が一人暮らしをしていて1年後に借地権契約の期限が切れます。家を処分して母と一緒に住む予定なので家を買ってくれる人を探してください。と相談に見えました。「家を買ってくれる人」といつても」と考えた末に中央プラナーへHさんと同行して売却の相談をしました。

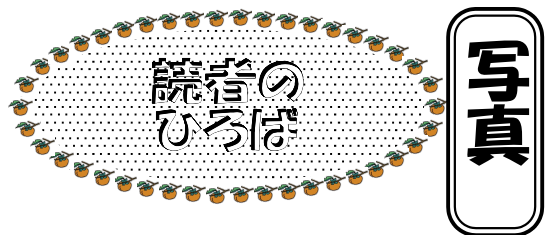
会でそのことを報告したところ市会議員の片柳すむさんから「青年たちの居場所の問題は深刻です。青年のたまり場にできるといいですね」との要望が出されました。さあーそれからが大変

日本共産党の川崎南部地区委員会と相談し後継者づくりの居場所とするために購入しようとして、4月の会議で決定され

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2018年12月 第183号

発行：くらしの相談センター  
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/



## 写真



ヤンバルクイナ  
沖縄本島北部にだけ生息する。(飛べない鳥) 絶滅危惧種に指定  
撮影 小林順子さん 渡田2丁目

## スタッフ紹介



本町 小松晴雄さん

退職後、地域とのつながりの必要性を感じていたところ、宮原さんから「スタッフに欠員が出たので代役をお願いできませんか」と連絡があり引き受けることになりました。「ちよつとを集めてみんなの力で政治を変えよう」先日のJCPサポーターまつりで志位さんが言いました。今、週一回の毎日の新聞配達といくつかの「ちよつと」をしています。今後も「ちよつと」を続けたいと思っています。

加し、社保協(正式名・社会保障推進協議会)の取り組みにご理解をいただき、ご一緒にお金のある無しで医療の差別のない社会を築いていこうではありませんか。  
川崎市社保協事務局長 光野正洋

ました。そのことをHさんと中央プラナーに伝へ、急ぎ21人の賛同者の方呼びかけ人になっていただきました。まず6人の事務局で毎月1回議論を重ねて募金のスケジュールを作り、5月中旬に呼びかけ人会議を開き、今まで民青同盟にかかわりのある人たちに声をかけ関係者を中心に「100人委員会」を作り、広く訴えてゆくことを確認しました。しかし資金の調達はなかなか進みませんでした。7月7日に民青(青年)会館設立総会を開き募金活動を大々的に取り組むことを決議したところが募金応募者の飛躍につながり無事に、11月5日地権者と借地権譲渡契約を結び19日に売主と売買契約し、25日に引き渡されました。売主さんから「相談センターのおかげで買い手が決まり夢を見ているようです」とお礼に見えました。12月15日午後賛同者全員に呼びかけお礼を兼ねて、民青(青年)会館開設記念パーティーを開くことになりました。

# 革新懇2018年 特別企画に参加して

11月18日カルッツ川崎で弁護士の宇都宮健児先生を迎えて「朝鮮半島の平和の激動―その背景は?―と題した講演があり100名近い人が参加しました。なぜ韓国はろうそく市民革命でムン・ジェイン政権を誕生させることができたのか、それは市民が政治・社会・国の主人公意識を強く持っていたからです。



キャンドルデモの参加者は「一人で来た人々」「カブトムシ研究会」等、普通の人々が参加し易いように工夫し、演説も識者や主催者よりも普通の人、例えば、食堂のおばちゃん(デモの行われる毎週土曜日営業をやめて参加する人)に話してもらう、参加者一人ひとりが主人公を貫いた。2016年10月から2017年3月11日まで20回。参加数は約1650万人、人口の32・8%が参加。多い時はソウルの光化門広場に200万人の市民が参加。参加者の傾向は「リベラル」39%「中道」19・4%「保守」17・3%です。

集会やデモがやり易かったのは、2011年に「市民が市長だ」「堂々と享受できる福祉」

「労働尊重都ソウル」を掲げて誕生したパク・ウオンスン市長の市政があったからです。

①広場日程のキャンセル(いつでも広場が使える)②安全要員の配置③簡易トイレの設置④地下鉄の終電を遅らせる⑤警察車両への水供給ストップ(参加者へ放水させない)⑥集会終了後、市の職員や清掃車両で広場、道路を清掃して街の人々と参加者を分断させなかったのです。

田辺一雄

## 名残りの秋を楽しむ 任意後見友の会

清流子

任意後見友の会で11月23〜24日男女10名で昇仙峡、天竜川船下りを楽しんできました。一日目昇仙峡へ、荒川の源流。巨大岩石がそびえ不老不死、神通力を仙人が住むといわれる秘境。私たちはロープウェイ3分で展望台へ。期待した富士の端麗な姿は雲の中。まわりの山々は冬支度に忙しそう、里の樹々は秋の装いに余念がない。森はいろいろな表情を見せてくれる。2日目、天竜川船下りひんやりとした川風が頬を撫でる。船は30分余浅瀬あり、深淵あり、急流あり、蛇行する流れを竜の住む所と見立てたかもしれない。

人生100歳時代、久米の仙人、玉手箱の昔話はさておき、仙人や龍神にあやかっけて健やかな日々を願いつつ。次の機会を楽しみに、お世話になりました。

## 物品販売ご協力のお礼

お買い上げありがとうございます！  
当、くらしの相談センターは皆様のおかけを持ちまして15周年を迎えました。事務所の運営のための資金にはいつも苦慮しておりました。その一助として物販をすることにしました。このたびは皆様に多大なご協力を頂き私たちの大きな力になりました。今後物品販売の活動を続けて参りますのでよろしくご協力のほどお願い申し上げます。寒さもきびしくなってきました。くれぐれも自愛の程良い年をお迎えください。くらしの相談センター一同

**12月の予定**  
★**無料法律相談日**  
12月18日(火)  
午後6時30分～  
予約が必要です。時間が限られていますので要件はまとめて。  
★土・日・祝日は休み  
★**年末年始休み**  
12/28～1/3  
★**相談時間は**  
9時30分～17時30分

**「えひめAI-1」** あいいち  
洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。その他用途いろいろ。  
**500ml 200円**

**くらしの相談センター**  
境町相談所  
(月～金) 午後1時より  
受け付けています  
バザー11月12日(土)  
10時～13時  
ご協力お願いします  
電話 23315812

オンデマンドプリント・ウェブシステム  
マシネットシート・ホームページ・DTP  
印刷のご用命は  
有限会社 **協立印刷社**  
ホームページ http://www.kawa-kyo.co.jp/  
川崎区貝塚 2-14-11  
tel 044-222-4205

昭和24年創業 吉書売場 **近代書房**  
日本の古本屋 検索  
☆インターネット販売を始めました...  
...当店の新着情報をご覧ください  
☆営業時間 10時～20時 定休日 日本曜日  
日曜日 祝日は19時迄  
川崎市川崎区砂子 2-8-17  
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

《訪問リハビリ・マッサージ》  
(株)川崎幸はりきゅう院  
さいわい訪問  
マッサージセンター  
【各種保険取扱い】  
tel 044-555-6629  
fax 044-555-3241

キムチをつくり続けて30年  
新鮮野菜・キムチの  
(有) **グリーンフーズあつみ**  
ホームページ検索  
グリーンフーズあつみ 検索  
川崎区大島 3-35-7  
tel 044-288-7616

## 11月の相談内容と件数

(10月21日～11月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-11月合計
住宅問題	8	56
生活保護	3	18
身障者問題	0	2
就職・仕事	1	7
医療・病院	1	25
市への要求	0	8
多重債務	0	2
架空請求	0	2
税金・年金	0	8
交通事故	0	0
子供問題	0	2
離婚問題	4	10
弁護士等の相談	0	18
不動産問題	0	16
後見・相続	4	37
その他	5	108
合計	26	319
開設からの総合計 (2003年9月)		6884

もう一度憲法を読んでみたいと思います。

【第25条】生存権・国の生存保障義務

- ①、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

私たちはこのような素晴らしい条文を持つ憲法を持っているのです。憲法は国民の権利であって、国は守らねばならないのです。内閣には勝手に変える権利はないのです。

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)